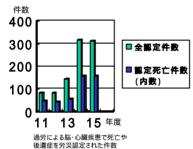
監督署からのお知らせ(4・5・6・7面)

「脳・心臓疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)」 及び「精神障害等」について

厚生労働省から平成15年度の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)の労災補償状況」及び「精神障害等の労災補償状況」について発表がありましたので、その概要を御紹介します。発表によると、長時間労働等が原因で脳内出血や心筋こうそくなどの「脳・心臓疾患」を発症し死亡したいわゆる「過労死」の労災請求件数は306件で、認定件数は157件でした。死亡に至らないケースも含めた「脳・心臓疾患」を発症した人の労災請求件数は昨年に比べ114件減の705件で、認定件数は、312件でした。男女別では、男性が297件、女性が15件、年代別では、50歳代が132



件、40歳代が83件と全体の約七割を占めています。 また、職種別では、運輸・通信従事者が79件と最も 多く、次に管理職の62件となっています。

うつ病などの精神障害の労災請求は、前年度の97件増の438件、認定件数は8件増の108件でいずれも過去最多を記録しました。うち自殺(未遂を含む。)の認定件数は40件でした。認定者の職種では、システムエンジニアなどの専門技術職が、最も多く、年齢では、30歳代が39件と最多でした。

過重労働に対する健康障害を防止するためには、時間外労働の削減などの次の措置を講じることが必要です。

1 時間外労働の削減

- (1) 適正な時間外労働に関する協定を締結すること
- (2) 時間外労働(週40時間を超える労働・休日労働を含みます)が月45時間以内となるよう労働時間の管理に勤めること
- (3) 労働時間の適正な把握を行うこと
- 2 有給休暇の取得促進

取得しやすい職場環境づくりおよび取得促進に努めること

- 3 健康管理に係る措置の徹底
 - (1) 健康診断の実施、事後措置を徹底すること、また健康保持増進に努めること
 - (2) 産業医等による助言指導等の活用を図り必要な措置を行うこと

産業医等への情報の提供、産業医等への労働者面接による保健指導、事後措置の実施等 その他、万が一過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又は労 働衛生コンサルタントの活用を図りながら、多角的に原因を究明し、再発防止対策を図ることが重要 です。

また、事業場における心の健康づくり対策として、厚生労働省では「メンタルヘルス指針」「自殺予防マニュアル」を作成していますので、ご活用願います。なお、詳しいことは、第3方面にお問合せください。

労働者死傷病報告の様式改正について

労働者死傷病報告(様式23号)の様式に、以下の項目が追加されました。 派遣労働者が被災した場合について、派遣先の事業場名称 労働者死傷病報告提出事業者の区分(派遣先/派遣元)

なお、派遣労働者が派遣先事業場にて被災した場合には、派遣先事業場、派遣元事業場とも、同一事 案につき、それぞれ労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署へ提出する必要があります。この場合、業 種については、派遣元は17.1.1派遣業で、派遣先は当該事業場の業種で記入することになります。

また、派遣先事業場はさらに、派遣労働者に係る労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出した場合に、遅滞なくその写しを派遣元事業場に送付する必要があります。